皇室事項

御起居

天皇陛下は、ウガンダ国の独立記念日につき、八月二十四日同国大統領閣下へ御親書を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

北海道地方交通審議会は、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北海道運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号060－0042北海道札幌市中央区大通西10丁目」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北海道運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成29年８月28日

北海道地方交通審議会会長　高野　伸栄

関東地方交通審議会は、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に関東運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号231－8433神奈川県横浜市中区北仲通５番57号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　関東運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成29年８月28日

関東地方交通審議会会長　新谷　眞人

中国地方交通審議会は、中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730－8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　中国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船